

後期基本計画  
第7章

# 人と人との支え合う誰もが 健やかで笑顔があふれるまち



豊田梨

- 第1節 保健・医療の充実
- 第2節 地域福祉の充実
- 第3節 高齢者福祉の充実
- 第4節 障害者福祉の充実
- 第5節 低所得者福祉の充実



## 現状と課題

本市では、「いのちを考え生きる力を育み“いのちのハーモニー”を奏でるまちづくり」を理念とした「ふくふく健康21」や「下関ぶちうま食育プラン」を策定し、これらの計画を核に「しものせき健康ブランド～いのちのハーモニー～」や「ふくふく健康チャレンジ」など様々な取り組みを行っています。それら健康施策を推進することにより、行政だけでなく、市民一人ひとり、事業者（企業）・学校・地域それぞれの活動が、互いに影響し合い共鳴し合うことで相乗効果を生むことが期待されます。

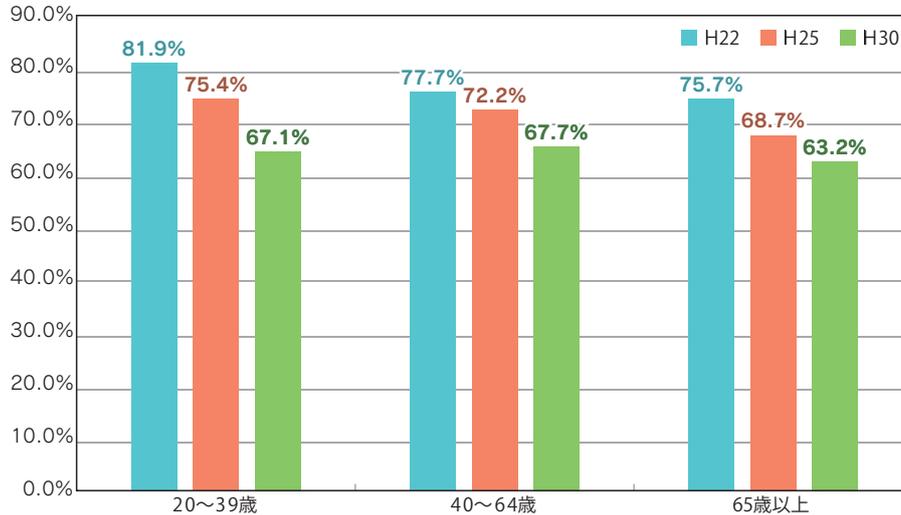
市民が生涯を通じて健康を保持・増進できるように、日常的な健康づくりへの取り組みを推進するとともに、健やかな次世代の育成につながる妊産婦や乳幼児に対する健康管理の充実が求められています。近年、核家族化や地域の希薄化が深刻化する中、子育て家庭の不安感や負担感が増加しており、子育て家庭への支援を充実させ、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する必要があります。また、本市におけるがん検診の受診率は全国的にみて低い状況にあり、受診を促進する仕組みを構築することが重要です。年々増加しているこの病について市民が正しく理解し、精神障害があっても地域で安心して生活できる体制の整備、さらには難病患者の日常生活を支援し、地域で支えていくネットワークを構築することも求められています。これらに加え、関係機関との連携のもと自殺対策を引き続き推進していく必要があります。

医療については、市民が安心して生活するために、将来にわたり持続可能な、質の高い医療提供体制の構築が求められています。夜間急病診療所の再整備など救急医療体制の維持向上、在宅医療をはじめとするニーズの多様化や医療の高度化への対応等が必要です。

国民健康保険については、医療費の増大及び財源の確保が保険制度を維持していく上で大きな課題となっており、市民の健康増進と医療費増加の抑制のために特定健診の普及と保健指導を積極的に行う必要があります。

## 生活習慣アンケート調査(H30)健康状態の自己評価

### ● 健康だと感じている人

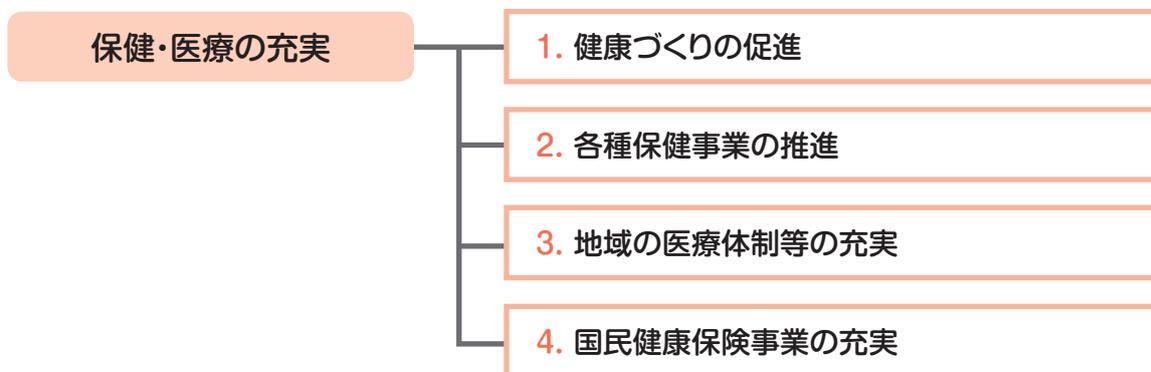


## 基本方向

- 市民一人ひとりが自然に健康に向かい生きる力を育み、本市の地域力を高めていけるように、健康づくり計画「ふくふく健康21」や、食育推進計画「ぶちうま食育プラン」の取り組みを進めます。
- 地域の特性を活かし、地域に密着した保健サービスを提供するため、保健センターの機能の充実を図ります。
- 妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進、異常の早期発見を図るため、健康診査を実施し適切な指導や助言を行い、乳幼児の健やかな成長発達を促進します。
- 下関市妊娠・子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、関係機関と連携して、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進します。
- がん検診においては、早期発見、早期治療の促進を図るために、受診率向上に向けて持続可能ながん検診体制の実現に努めます。
- 精神障害者に対する適切な医療の確保と社会復帰の促進を図るために精神保健相談や訪問指導等精神保健福祉に関する事業をさらに充実させるとともに、自殺対策事業である「いのちのワクチン事業」により、市民の精神的な健康保持の増進や正しい知識の普及啓発に努めます。

- 難病患者の生活の質の向上や、小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、災害時や緊急時の支援体制を構築するために関係機関による支援ネットワークを強化します。
- 市民自らの正しい行動により、感染症のまん延防止や薬の安全確保が図られるよう、リスクコミュニケーションに努めます。
- 山口県地域医療構想の実現を目指し、下関医療圏における地域医療の確保のための取り組みを推進します。
- 夜間急病診療所の移転整備を進めるなど救急医療体制の維持向上を図るとともに、在宅医療など地域住民の医療ニーズへの対応を図ります。
- 健康危機管理については、大規模災害等に備え、災害時に必要不可欠な医療救護活動及び保健活動等を迅速かつ適切に実施するための体制を整備します。
- 国保財政の健全化に努め、被保険者の健康の保持と増進を目的とした、事業の充実を図ります。

## 施策体系図



## 各事業の方向

### 1. 健康づくりの促進

#### (1) いのちを考え、生きる力を育む環境整備

市民が健康や食生活に関心を持ち、気づき考えることで、自分に適した取り組みを実践し、日常生活に定着・習慣化させていけるように、「ふくふく健康チャレンジ」や「しものせき健康ブランド～いのちのハーモニー～」などの施策と食育推進の新たな制度を連動させながら、具体的な取り組みを進めていきます。また、これらの取り組みを社会全体で推進するため、地域での良好な関係や人と人とのふれあう仕組みづくりに努めるとともに、事業者（企業）・学校等あらゆる団体・組織が健康に価値を見出し、それぞれの活動が影響し合い、つながり、拡がって、みんなの健康を支え合う環境づくりを進めます。

#### (2) 地域に密着した保健活動の充実

地域でのきめ細かな保健サービスを提供するため、市内を網羅した保健センターの機能の充実を図るとともに、市民の健康づくりに対する多様なニーズに対応するため、各保健センターごとに地域の特性を活かした活動に努めます。

### 2. 各種保健事業の推進

#### (1) 健康増進事業の推進

市民が生涯を通じて健康の保持増進ができるように、健康教育、健康相談、健康診査・指導、普及啓発等を推進して意識の向上に努めます。特に、がん予防と早期発見を実現するためのがん検診においては、受診率向上に向けた継続的ながん検診体制の構築を目指します。

## (2) 母子保健事業の推進

母性の健康管理と乳幼児の健やかな成長発達を図るため、妊産婦及び乳幼児に対して健康診査を行い、異常の早期発見を図るとともに、適切な指導や助言を行います。また、下関市妊娠・子育てサポートセンターにおいて、妊産婦等からの様々な相談に応じ、産後ケア事業や訪問等必要なサービスにつないだり、関係機関と連携するなどして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

## (3) 精神保健福祉事業の推進

精神保健福祉については、精神障害者の保健・医療等に関する相談、訪問指導、家族教室等を実施し精神障害者の適切な医療の確保と社会復帰の促進を支援します。また、自殺対策事業である「いのちのワクチン事業」としてこころの健康に関する研修会やサポーター養成研修会を開催し、市民に対する正しい知識の普及啓発と市民のこころの健康の保持増進に努めます。

## (4) 難病対策事業の推進

難病患者、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活を支援するため、講演会、相談会交流会を開催し、疾病に対する理解を深めるための啓発に努めます。平常時はもとより災害時や緊急時の支援体制を構築するために関係機関による支援ネットワークを強化します。

## (5) 感染症予防の推進

感染症の予防及びその流行の未然防止のため、定期予防接種、発生動向調査、疫学調査、各種検査や保健指導等を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行います。特に結核については、早期発見のための健康診断の実施及び実施支援、結核患者に対する治療完了までの支援等を行い、結核のまん延防止を図ります。

## (6) 薬の安全に関するリスクコミュニケーション事業の推進

薬の安全に関するリスクコミュニケーションを通じて、セルフメディケーション（自己健康管理）意識の向上を図ります。

### 3. 地域の医療体制等の充実

#### (1) 救急医療体制の確保

関係機関の連携強化等により24時間救急医療体制の維持向上を図ります。

#### (2) 夜間急病診療所の移転整備

夜間急病診療所を移転整備することにより、本市における準夜診療体制の充実を図ります。

#### (3) 在宅医療等の充実

住み慣れた地域で家族に囲まれて過ごし、安心して医療の提供が受けられるよう、在宅医療等の充実を図ります。

#### (4) 病院・診療所の充実

地方独立行政法人下関市立市民病院については、本市の医療提供体制の中で果たすべき役割を踏まえ必要な支援を行います。

豊田中央病院については、へき地においても市民が等しく適切な医療を受けられるよう在宅医療及び地域包括ケアを進めるとともに、人材育成の環境整備など医療機能の充実に努めます。

#### (5) 健康危機管理体制の充実

大規模災害等発生時に地域に存在する保健医療資源を調整し、医療救護活動等の必要なサービスを市民に提供するため、関係機関等と連携し、下関市災害時保健医療活動計画に基づく対応を推進します。

### 4. 国民健康保険事業の充実

#### (1) 国民健康保険の適正な運営と保健事業の充実

保険制度の適正かつ安定した運営を図るため、正確な資格管理のもとで、給付の適正化を推進するとともに、保険料の収納率向上に努めます。

市民の健康増進と医療費増加の抑制のため、特定健診の普及と保健指導を積極的に行います。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
健康づくりの促進	<b>いのちを考え、生きる力を育む環境整備</b> ・健康づくり計画「ふくふく健康21」の推進 ・食育推進計画「ぶちうま食育プラン」の推進 ・生涯を通じた健康づくりの推進 ・健康なまちづくりの推進体制の整備 ・歯・口腔の健康づくりの推進 <b>地域に密着した保健活動の充実</b> ・総合的な保健活動拠点としての充実 ・地域の特性を活かした健康づくり活動の充実	民間・市 民間・市 市 市 市 市
各種保健事業の推進	<b>健康増進事業の推進</b> ・がん検診体制の構築 <b>母子保健事業の推進</b> ・妊産婦・乳幼児健康診査の充実 ・子育て支援サービスの充実 <b>精神保健福祉事業の推進</b> <b>難病対策事業の推進</b> <b>感染症予防の推進</b> ・定期予防接種の実施 ・結核のまん延防止 <b>薬の安全に関するリスクコミュニケーション事業の推進</b>	市 市 市 市 市 市 市
地域の医療体制等の充実	<b>救急医療体制の確保</b> ・24時間救急医療体制の維持向上 ・救急安心センター事業（#7119）の充実 <b>夜間急病診療所の移転整備</b> <b>在宅医療等の充実</b> <b>病院・診療所の充実</b> ・運営費負担金等の交付 ・へき地における医療体制等の充実 <b>健康危機管理体制の充実</b> ・健康危機管理の推進 ・研修、訓練等の実施	民間・市 県・市 市 民間・市 市 市 市 市 市 市
国民健康保険事業の充実	国民健康保険の適正な運営と保健事業の充実	市

## 目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
65	健康であると実感する市民の割合	H30	58.43%	R6	80%
66	特定健診受診率	H30	19.6%	R6	30%
67	3歳児健康診査の受診率	H30	95.3%	R6	96%



こころん体操の普及・啓発



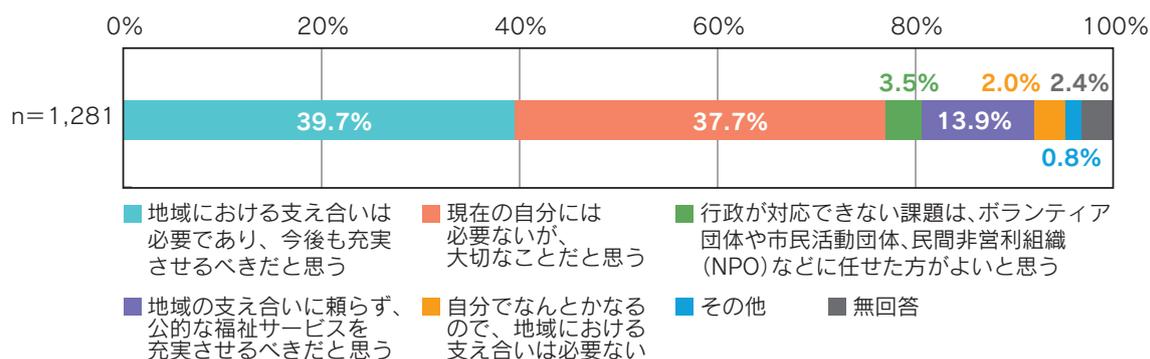
ふくふく健康21フェスタ(講演会)

## 現状と課題

核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化等を背景とし、子育て家庭や高齢者等が孤立する状況や高齢者や児童、障害のある人への虐待等の問題に加え、高齢の親と働いていない独身の子どもとの同居、介護と育児に同時に直面する世帯、あるいは複合的な問題を抱えた生活困窮者等、地域社会では新たな問題が生じています。このような多様化する福祉ニーズに対応するためには、市民自らが地域の生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいある生活が送れるような地域福祉を充実させていくことが求められています。

## 地域の暮らしと福祉に関する市民アンケート調査

## ● 地域における支え合いに対する考え



## 基本方向

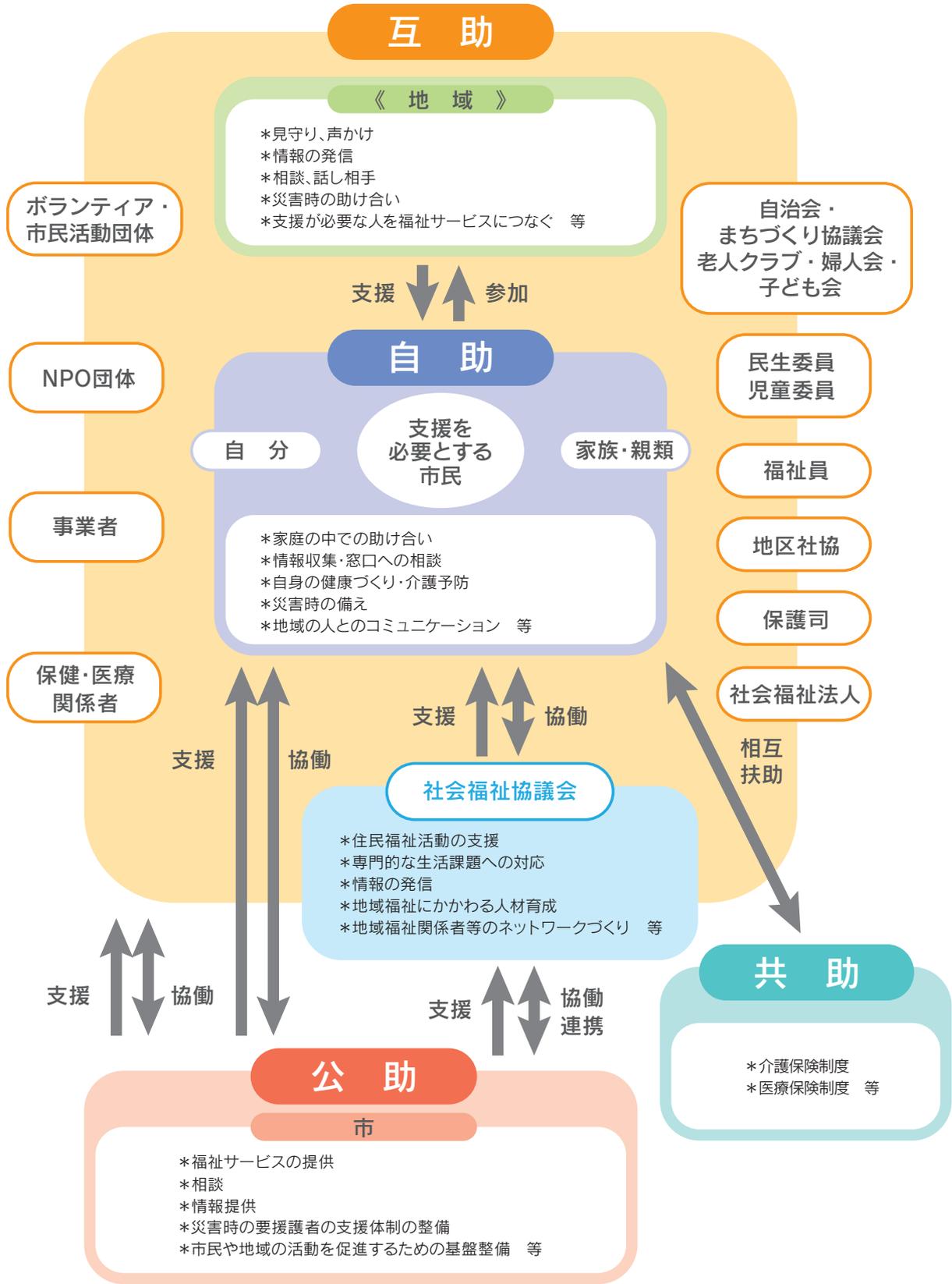
- 生活課題を自らの力で解決する「自助」、地域の支え合いによる「互助」、医療・年金・介護保険など制度化された相互扶助である「共助」、行政が「互助」を支援し、「公助」で提供するべき福祉サービスの充実を図ります。
- 市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、市など、地域のあらゆる主体の協働により、地域福祉を推進します。

## 施策体系図

地域福祉の充実

1. 地域福祉の充実

# 地域福祉のイメージ



## 各事業の方向

### 1. 地域福祉の充実

#### (1) 地域福祉活動の推進

平成30年度(2018年度)から5か年を計画期間とした第3期下関市地域福祉計画で基本目標としている「地域のみんながふれあい、笑顔で支え合う心を育てる」「地域のみんなが連携し、お互いに助け合える仕組みづくり」「地域のみんなが健やかに安心して暮らせる環境づくり」の施策に取り組み、自らの力で生活課題を解決する「自助」を基本とし、地域の支え合いによる「互助」や制度化された相互扶助である「共助」により支援し、行政がその「互助」の取り組みを支援するとともに、「公助」で提供すべき福祉サービスの充実を図り、協働しながら、地域社会全体で地域福祉活動を推進します。

また、地域の社会福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会との連携強化と支援の充実とともに、ボランティア等民間活動団体に対する支援の充実に努めます。

地域福祉の向上は、市民すべてに通じる課題であり、市民一人ひとりに対する福祉教育や各種相談体制の充実に努めます。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
地域福祉の充実	<b>地域福祉活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域における社会福祉推進体制の整備</li><li>・社会福祉協議会との連携強化と支援の充実</li><li>・ボランティア等民間活動団体に対する支援</li><li>・福祉教育の推進</li><li>・災害時要援護者に対する支援</li><li>・各種相談事業の充実</li></ul>	市 市 市 市 市 市

## 目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
68	地域福祉を担う組織や団体の取り組みは充実し、安心して生活が送れると感じている市民の割合	H30	18.71%	R6	30%
69	日常の暮らしの中で、相談できる人や場所があると感じている市民の割合	H30	64.34%	R6	70%

## 現状と課題

本市の総人口が減少していく中においても、高齢者人口は増加を続け、高齢化率は34.4%（平成30年（2018年）4月）に達し、全国平均の28.0%（同年同月総務省統計局人口推計「概算値」）を大きく上回っています。その中でも高齢者人口に占める高齢者単身世帯の割合は、年々増加が進んでいます。

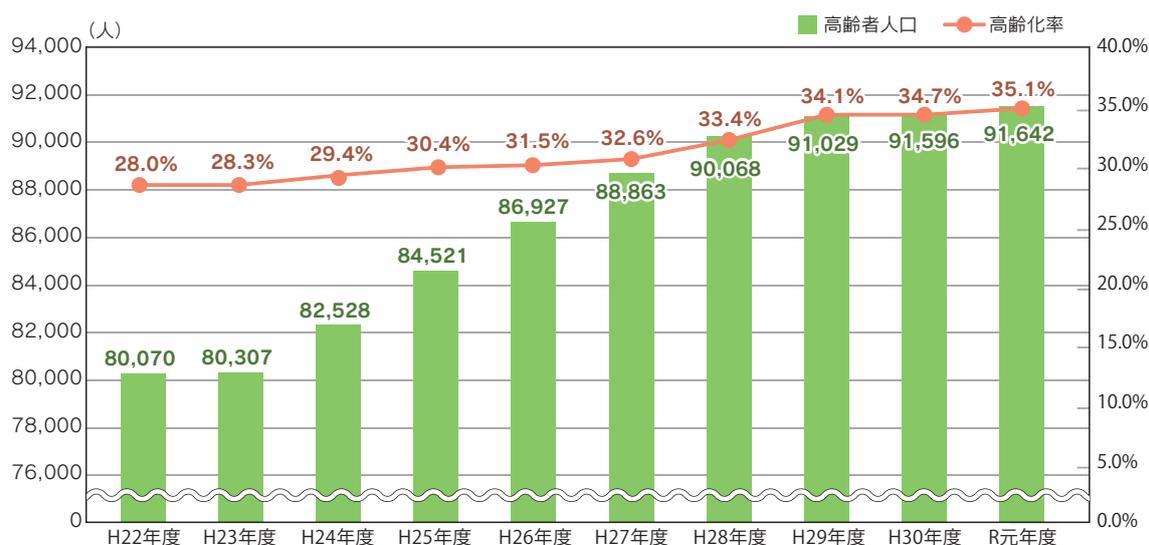
積極的に社会参加しようとする高齢者や、高齢者福祉サービスなどの公的サービスを利用し、住み慣れた地域で自立した生活を継続している高齢者が増える一方、地域とのかかわりが希薄となり、地域の中で支え合いながら在宅での生活をするのが困難なケースや日常生活に不安や問題を抱える高齢者も増加しています。

また、要介護認定者が増え続ける中、認知症高齢者や医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護認定者が地域で安心して生活が継続できるような環境づくりが必要です。

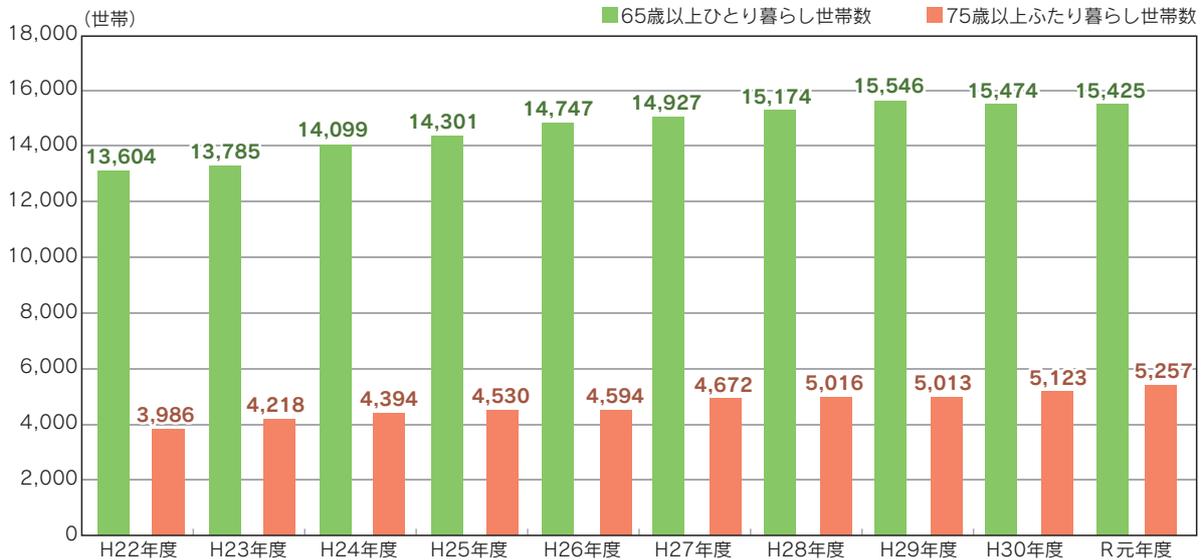
介護保険制度は、高齢者の生活を支え、老後の不安に応える不可欠な制度として定着してきましたが、介護サービス利用者の増加にともない介護給付費、それを支える介護保険料の大幅な増大を招き、制度の持続可能性を確保していくことが求められています。

労働力人口の減少により、介護人材の不足も課題となっており、介護人材の確保・定着に向けた取り組みが求められています。

高齢者人口・高齢化率(各年9月末時点)



## 65歳以上ひとり暮らし世帯数・75歳以上ふたり暮らし世帯数推移



## 基本方向

- 高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられることを目的として、「介護予防の推進」、「介護サービスの充実」、「医療との連携推進」、「生活支援サービスの推進」、「高齢者の住まいの適正管理」の視点を踏まえ、生活上の安全・安心、健康を維持するための福祉サービスの支援体制づくりや生涯現役社会の実現を目指した取り組みを進めます。
- 自主的かつ継続的な介護予防の取り組みや早期対応について、総合事業として実施している「介護予防・生活支援サービス事業」及び「一般介護予防事業」の充実を図り、介護予防及び要介護状態の軽減・悪化防止に努めます。
- 地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援する地域包括支援センターの体制強化に努めます。
- 介護サービスを必要とする人が、公平な負担のもと、質の高い介護サービスが受けられるよう、その基盤整備を図るとともに、介護サービスの質的向上を目指します。
- 介護人材の育成・確保、資質の向上、定着に係る施策を進めます。

## 施策体系図



## 各事業の方向

### 1. 高齢者福祉サービスの充実

#### (1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、地域包括ケアの推進に必要な地域ネットワークの要となる地域包括支援センターの機能強化を図ります。

#### (2) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が安心して在宅で暮らし続けられるよう、配食サービス、日常生活用具の給付、訪問理美容サービス、介護用品の支給等の充実に努めます。

また、ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう、急病等の緊急時に備えて緊急通報体制の整備に努めます。

#### (3) 高齢者福祉施設等の適正管理

地域の特性に応じた高齢者福祉に資する公的施設の維持管理に努めます。

#### (4) 高齢者の社会参加の促進

地域の老人クラブ活動等に対する支援、高齢者の生きがいや世代間交流につながる各種行事の開催等、地域の特性を活かした環境整備、活動支援等を通じて、高齢者がいきいきと活動する地域づくり、まちづくりを推進します。

## 2. 介護予防の推進

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援者等の多様なニーズに対応するため、訪問介護、通所介護等のサービスに加え、住民主体で行う活動の支援を行うなど、地域の実情に応じたサービスの充実に努めます。

#### (2) 介護予防活動への支援

地域において高齢者の健康づくりに役立つ活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域における自主的な介護予防に関する活動を支援します。

#### (3) 介護予防システムの推進

要支援や要介護状態となるおそれのある高齢者の早期把握に努めるとともに、地域包括支援センターが中心となり、高齢者が地域において活動的で生きがいのある生活を継続できるよう、一人ひとりの状態に合った介護予防事業への参加を促し、機能の維持・向上を目指します。

### 3. 介護保険事業の充実

#### (1) 介護保険の適正な運営と介護サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や家庭での生活を継続し、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めるとともに、在宅生活が困難な重度の要介護者に対応できるよう、必要な基盤整備を図ります。

また、介護保険制度の安定的な運営を確保するため、公平・公正な要介護認定や保険財政の健全運営など効率的でかつ適正な制度運営と低所得者に対する負担軽減を図るとともに、介護職員の人材を確保し、職場環境改善に係る取り組みを進め、介護サービスの充実に努めます。

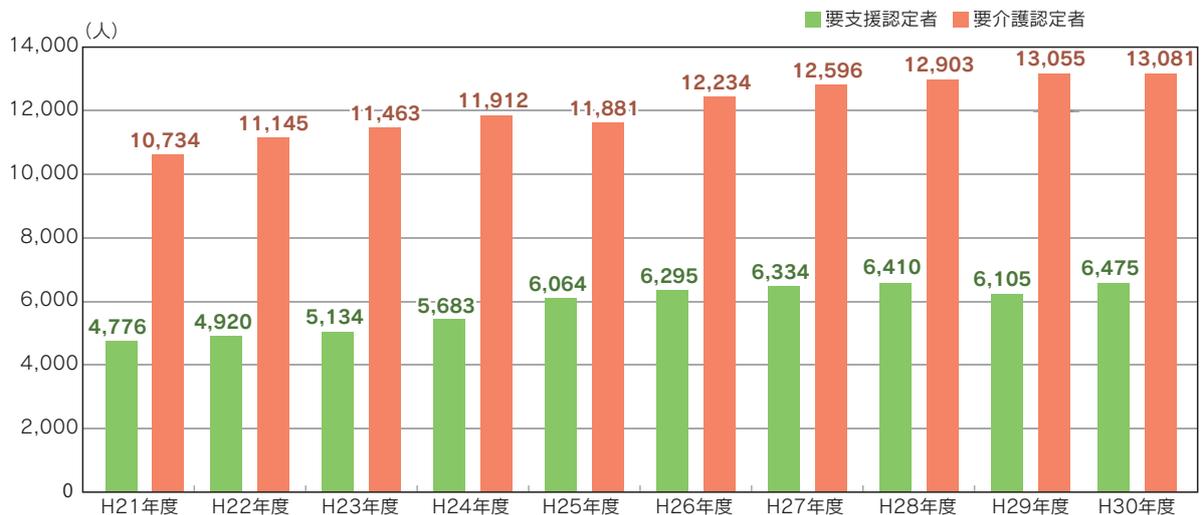
#### 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
高齢者福祉サービスの充実	<b>地域包括ケアシステムの推進</b> ・地域包括支援センターの機能強化 <b>在宅福祉サービスの充実</b> ・生活支援サービスの充実（配食サービス、日常生活用具の給付、訪問理美容サービス、介護用品の支給等） ・緊急通報体制の整備 <b>高齢者福祉施設等の適正管理</b> <b>高齢者の社会参加の促進</b> ・老人クラブ活動に対する助成	民間・市  市  市 民間・市  市
介護予防の推進	<b>介護予防・生活支援サービス事業の充実</b> ・多様なニーズに対応するためのサービスの充実 <b>介護予防活動への支援</b> ・介護予防に資する地域活動等に対する支援 <b>介護予防システムの推進</b> ・地域支援事業（介護予防事業）の充実	市  市  民間・市
介護保険事業の充実	<b>介護保険の適正な運営と介護サービスの充実</b> ・介護職員の人材確保、職場環境の改善	国・県・市

## 目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
70	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活を送っていると思う市民の割合	H30	17.24%	R6	22%
71	ひとり暮らし高齢者に対する緊急通報システムの設置割合	H30	5.7%	R6	12%
72	65歳以上の要介護認定率	H30	21%	R6	25%

### 要介護・要支援認定者数の推移



## 現状と課題

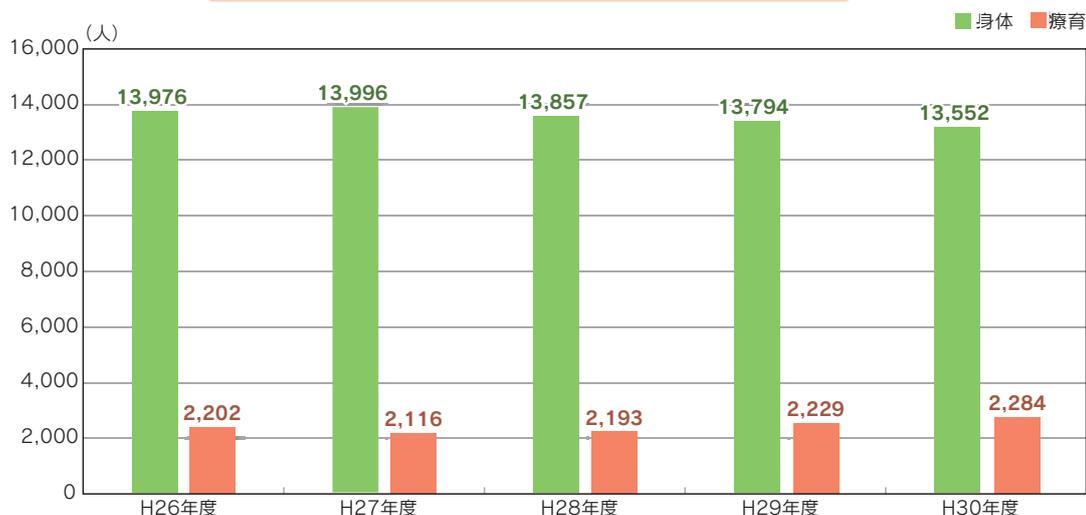
障害のあるすべての人が、他の人と平等の選択の自由を持って生活を営むことができる社会の実現が求められています。

国においては、平成26年（2014年）1月に批准された国連の障害者権利条約が目指す「障害の有無にかかわらず、それぞれの個性の差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う共生社会の実現」に向けた国内法の整備が進められました。

平成28年（2016年）4月には障害者差別解消法が施行され、障害のある人の権利擁護に対するさらなる取り組みが求められています。

このような中、本市においても障害のあるすべての人が、住み慣れた地域で家族やみんなと暮らしていける社会、地域とのかかわりの中で自分らしく暮らしていける社会の実現を目指し、地域の特性に応じた障害福祉サービスを計画的に充実する必要があります。

身体障害者手帳・療育手帳所持者数の推移



## 基本方向

- 障害のある人や家族のニーズに対応する様々なサービスの充実を図るとともに、障害者福祉施設の整備を支援します。
- 障害のある人の地域社会からの孤立・隔離の防止、社会参加の促進に向けて、社会福祉法人、関係機関等との連携に努め、生きがいのある生活が送れる環境づくりを推進します。
- 障害のある子どもへの適切な援助、訓練ができるように努めます。
- 障害のある人の権利擁護に関する周知・啓発及び相談体制の充実を図ります。

## 施策体系図

### 障害者福祉の充実

1. 障害者福祉サービスの充実

2. 障害のある人の地域社会からの孤立・隔離防止

## 各事業の方向

### 1. 障害者福祉サービスの充実

#### (1) 在宅福祉サービスの充実

誰もが地域から必要な支援を得ながら、安心して、生きがいのある生活を送れるよう、自立支援給付の障害福祉サービスを提供するとともに、必要な情報の提供等を行う相談支援の充実、就労支援や地域における日中活動の場の提供、日常生活や社会参加等に必要な移動の支援等に取り組み、地域の特性や利用者の状況に応じた日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスの充実を図ります。

#### (2) 在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実

障害のある子どもに対する日常訓練、機能回復訓練等の充実を図るとともに、在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実を図り、介護者の負担軽減等に努めます。

#### (3) 福祉医療費助成の充実

障害のある人に適切な医療が受けられるよう重度心身障害者医療費の助成、自立支援医療費等、各種医療費の支給を行い、負担の軽減に取り組みます。

#### (4) 障害者福祉施設の整備支援

障害のある人の利用施設の整備を支援するとともに、利用者の地域での生活基盤の確保及び社会参加の促進を図ります。

## 2. 障害のある人の地域社会からの孤立・隔離防止

### (1) 障害のある人の生きがい対策の支援

障害のある人自身が、主体性、自主性を持って積極的に社会参加に取り組めるよう、スポーツ行事等への参加を促進します。

### (2) 啓発・広報活動の推進

障害のある人が地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるよう、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に取り組み、行政をはじめ、民間企業、NPO、市民等の地域社会の構成員がお互いに支え合う環境づくりを推進します。

### (3) 意思疎通支援の充実

意思疎通支援ツールのユニバーサル化を目指し、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、普及を推進します。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
障害者福祉サービスの充実	<b>在宅福祉サービスの充実</b> ・相談支援の充実 ・福祉タクシー助成制度など社会参加等に対する移動の支援の充実 ・障害者デイサービスなどの日中活動の場の提供 ・日常生活に必要な活動や負担に対する支援 <b>在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実</b> <b>福祉医療費助成の充実</b> ・重度心身障害者医療費の助成 ・自立支援医療給付 <b>障害者福祉施設の整備支援</b>	市 市 民間・市 市 民間・市 市 市 民間・市
障害のある人の地域社会からの孤立・隔離防止	<b>障害のある人の生きがい対策の支援</b> ・スポーツ行事等への参加促進 <b>啓発・広報活動の推進</b> ・ノーマライゼーション理念の普及・啓発 <b>意思疎通支援の充実</b> ・意思疎通支援ツールのユニバーサル化	市 市 市

## 目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
73	下関市は、障害のある人にとって暮らしやすいと思う市民の割合	H30	8%	R6	13%

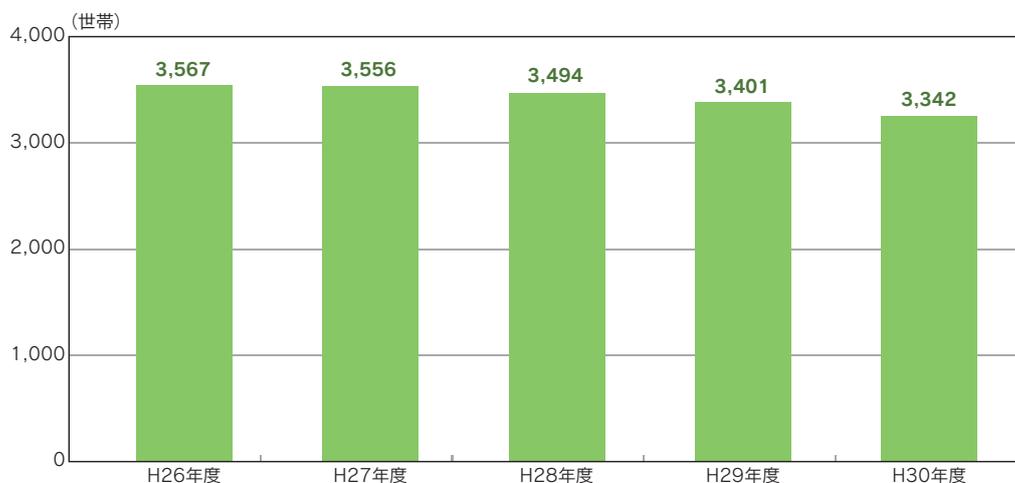
## 現状と課題

様々な要因により、失業や住居の喪失といった経済的な困窮等に陥った世帯については、複合的な問題を抱えている場合が多く、世帯のみで自立を目指すことが困難であるため、専門的で細かな支援の必要性が高まっています。

経済的な困窮に陥っている世帯に対しては、就労や就労継続を含む、様々な問題解決を支援する自立相談支援、就労するにあたっての技能習得を支援する就労準備支援、家計の管理により経済的な自立を支援する家計改善支援、また、住居を確保するための支援等を行うことが必要となります。

生活保護受給者数は、ここ数年、横ばいで推移しているものの、困窮に関する相談件数は増加傾向にあることから、生活保護に至る前のセーフティネットとして、自立相談支援等の役割はますます重要となっており、さらなる充実、拡充が必要となっています。

生活保護世帯の推移



## 基本方向

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給の前の段階で、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図ります。また、現状では困窮問題を抱えていない世帯についても、将来の支出を補う預貯金等の確保について不安を抱える世帯に対しては、家計改善支援を中心とした支援を行います。
- 被保護世帯の実情を十分把握し、健康で文化的な最低限度の生活保障を適正に行います。
- 就労支援等を含めた生活相談体制等の充実を図り自立を助長し、安定した生活基盤の形成を促進します。

## 施策体系図

低所得者福祉の充実

1. 自立・援助対策の充実

## 各事業の方向

### 1. 自立・援助対策の充実

#### (1) 生活困窮者の自立の促進

専門的な支援へのつなぎの役割を持つ、自立相談支援の充実を図り、より効果的な支援によって、生活困窮者の自立を促進します。

#### (2) 就労支援員による就労支援の実施

生活保護制度の適正な実施を図るため、就労を阻害する要因のない者等に就労支援を行う専門知識に精通する就労支援員を配置し、公共職業安定所等関係機関と密接な連携を図りながら、就労の開始による世帯の自立を促します。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
自立・援助対策の充実	生活困窮者の自立の促進 ・生活困窮者自立支援	市
	就労支援員による就労支援の実施 ・関係機関との協力による就労支援等	市

## 目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
74	生活困窮者自立相談支援サービス提供率	H30	86.9%	R6	90%
75	生活困窮者住居確保給付金を受給し常用就職した人数	H30	0人	R6	5人
76	就労支援による就労開始者数	H30	86人	R6	100人

